

第 8 回 旭川市まちづくり基本条例市民検討会議 会議の記録

日 時 平成25年6月10日（月）18：30～20：45

場 所 第3庁舎旭川市保健所棟1階 講座室

出席者 委員 18人

有馬委員，安倍委員，伊藤委員，大西委員，荻澤委員，柿崎委員，
黒川委員，斉藤委員，杉山委員，鈴木委員，高井委員，竹内訓委員，
竹内ツギ子委員，堀井委員，猿子委員，八重樫委員，横山委員，
渡辺委員

※欠席：中田委員，西委員

事務局 8人

総合政策部：長谷川部長，新野次長，向井主幹，三浦補佐，高橋主査，
紺野主査，竹内主査，矢上

傍聴者 1名

会議内容

1 開会

（八重樫会長から開会の挨拶）

2 議事録の確認

事務局

・（「第7回議事録」は，修正意見なく了承された。） （資料1）

3 条例検討ワークショップ2（資料2，資料3，資料5）

会長

- ・条文の具体的な検討作業に入る前に，条例を制定することで何が変わるのか，条例でどういうことを決めていくのか，といった基本条例の考え方についての検討を行いたいと思う。
- ・これまで，条例に盛り込む項目を個別に議論してきたが，基本条例の考え方や，骨格といった基本的なことに関して共通認識を持つことにより，個別の条文の議論も深まるのではないかと思う。
- ・そこで，実際の市民生活に関わる課題の具体的事例をもとに，その課題解決に向けて，どのような方向性があるのか，条例がどのような役割を持つのかを，グル

ープごとに分かれて検討し、後ほど、その検討結果を発表していただきたい。

事務局

- これまでの会議で、基本条例を検討する上で押さえておくべき考え方や、行政の仕組みなどについて個別に議論をしていただいた。
- 今日のワークショップでは、条例の全体構成や基本条例の骨格に関するのグループ討議を行っていただきたい。
- 資料3の「まちづくり基本条例（仮称）の体系図」に記載されている項目を具体的な事例ごとに結び付けたものが、資料5の中段に記載されている「まちづくり基本条例」の図である。
- また、資料3の「まちづくり基本条例（仮称）の体系図」に記載されている項目を概念的にまとめたものが、資料2の「まちづくり基本条例（仮称）の概念図」である。
- 資料5の中段の「まちづくり基本条例」の図では、「基本原則」と「基本理念」と「条文を構成する項目」の3つの構成になっている。
- また、基本理念としては、「市民の主体的な活動を推進」「支え合える地域づくりを推進」「旭川らしさを生かした持続可能なまちづくりを推進」「健全で公正公平な市政の運営」の4つの理念を挙げている。
- 基本原則としては、「情報共有の原則」「市民参加の原則」「協働の原則」の3つの原則を関連付けて挙げている。
- また、それぞれの課題に応じて、これまで検討してきた条例を構成する項目として「市民」「協働」「地域コミュニティ」「情報提供」「情報公開」「個人情報保護」「危機管理」などを関連付けて挙げている。
- なお、基本条例の具体的な中身については、これから市民検討会議で決めていくことになるので、あくまでも、現時点でのタタキ台ということで、御理解いただきたい。
- 資料5の下段には、現在の状態として、実際の市民生活に関わる具体的な課題を記載している。
- その課題解決に向け、基本条例のどの基本原則や条項が関連し、どの基本理念に結びつか、そして課題が解決された状態、つまり、市民が生き生きと活躍している状態は、どのような状態になるのか、最終的には、最上段に目的として掲げている「将来にわたって活力と希望に満ち、支え合って安心して暮らせるまちの実現」に繋がっていくかということを検討していただきたい。
- 一番左側の事例では、子どもたちを集めて道路の清掃をしようとする市民の事例が挙げられている。
- この市民の思いを実現するために、まちづくり基本条例がどのように関わってくるのかと考えた時に、行政あるいは市民同士の協働、地域コミュニティとの連携が関連してくるのではないかとということで、「市民」「協働」「地域コミュニティ」を条文を構成する項目として挙げている。
- また、基本理念では「市民の主体的な活動を推進」が関連し、市民が生き生きと活躍している状態としては、「子たちから道路をきれいに使おうという声があっ

た。」つまり、子ども達が自分達の手で道路を清掃したという経験を通して、自分達できれいにしたものはきれいに使おうという意識や愛着が芽生えた状態を表している。

- このように、身近な課題や生活の場面において、まちづくり基本条例のどの条文がどのように関わって、市民が生き生きとしている状態に近づけるかということ、グループごとに確認していただきたい。
- また、委員の皆様が考える地域の課題などについても具体的事例を挙げていただき、その課題解決に向けて基本条例のどの条項、どの基本原則、どの基本理念が関連するか、検討をいただく中で、こういう条項が必要なのではないか、基本原則はこうあるべきだ、基本理念をこうした内容を盛り込むべきだといったことについても検証していただきたい。
- また、各グループの進行役を事務局が務めるので、活発な議論を行っていただきたいと思う。

Aグループ（別紙1）

- Aグループは、まちづくり基本条例があることによって、具体的に何がどうなるのかということを検討した。
- 具体例としては、道路にある植栽（植樹柵）とPTA活動を挙げた。
- 植栽に花を植えたいと思っている市民がいたとしても、市道、道道、国道と道路によって管轄が違うため、どこに相談したら良いのか戸惑ってしまう。
- そういった時に、市に相談窓口があり、相談に乗ってくれたら良いのではないかなと思う。
- あるいは、花を植えたい市民がいて、その人がどのように賛同者を募れば良いのかを相談する場合、また、どんな花を植えたら良いのかという技術的なアドバイスに受けたいと思っている場合に、「協働」「地域コミュニティ」「情報提供」「市民」といったまちづくり基本条例の項目が関わってくると思う。
- 国道、道道の話になると、「広域連携」も関わるのではないかなと思う。
- まちづくり基本条例がうまく関わる事ができれば、最終的には、住んでいる人達が自分達もまちづくりに参加したという実感が得られるし、そこを訪れた人には喜んでもらえると思う。
- また、こうしたことが「市民の主体的な活動の推進」に繋がるのではないかなと思う。
- PTA活動では、PTA役員のなり手がいない、仕事があり参加しにくい、活動内容が分からないといった課題がある。
- 課題解決に向けては、PTA活動の情報提供、地域コミュニティを通じた親以外の人の参加の可能性はないのか、みんなで地域の子育てに関わることができるのではないかなといったことが挙げられた。
- こうしたことが「支え合える地域づくりの推進」に繋がるのではないかなと思う。

Bグループ（別紙2）

- ・犬を公園で放し飼いしている人がいた場合に、どのようなことが考えられるかということを実例として挙げて検討した。
- ・公園で犬を放し飼いをしている人は迷惑で飼い主の責任だが、市民は困ったことがないと情報を調べようとしないこと、情報を知るための時間がないこと、町内会との関わりが薄くなってきており、地域で課題を解決できなくなってきていること、また、行政がそれぞれの意見を聞き、それぞれに対応しているために不満があるのではないか、という意見があった。
- ・こうした課題に対する解決の方法のキーワードとして「場」を挙げた。
- ・これは、当事者同士の話し合いの場、両者の意見を聞く場、問題を提示する場を作ることである。
- ・個人だけで解決する問題なのか、行政も関わって解決する問題なのかは、難しい面もある。
- ・個人のモラルや意識が関わってくるので、「人を育てる」ことが重要になってくる。
- ・「人を育てる」ことでは、小中学校での教育で課題解決の手法を学ばせることが大事なのではないかという意見があった。
- ・また、市民や公務員の意識を高めることにより、「本当の市民」「本当の公務員」を育てることに繋がるのではないかと考えた。

Cグループ（別紙3）

- ・旭川市には既に様々な条例があり、これらを体系化し、市民にとって分かりやすくしようとしたものがまちづくり基本条例ではないかと考えた。
- ・様々な課題があり、これを解決するために各条例があり、これらの条例を束ね体系化した条例としてまちづくり基本条例があり、課題解決（実りのあるもの）に繋がり、担い手である私たちの生活が豊かなものにするということで、木をイメージした図を作った。
- ・市民、町内会長、NPO・ボランティア、企業などの担い手がみんな課題解決に向かっていく、つまり、みんなで木を育てていくことが大切なのではないかと思う。
- ・木を育てていくためには、「情報共有」「市民参加」「協働」が大切である。

会長

- ・Aグループは、2つの具体的課題から、まちづくり基本条例はどういったことに役に立つのかという視点、Bグループは、具体的課題の解決の方法として、どういったことが必要になるのかという視点、Cグループは、基本条例の仕組みを概念的な視点でそれぞれまとめ、発表していただいた。
- ・意見等があれば伺いたい。

委員

- ・まちづくり基本条例は難しく、これからの議論もさらに難しくなっていくのではないかと感じていたが、ワークショップを通じてまちづくり基本条例の役割を少

し理解できた。

委員

- ・Cグループの図は分かりやすい。

委員

- ・条文の話になると、自分の考えがまとまらないうちに議論が進むのではないかと思っていたが、ワークショップを通じて、まちづくり基本条例のイメージを持てたのではないかと思う。

4 議事

(1) まちづくり基本条例（仮称）の体系について（資料2，資料3，資料5）

事務局

- ・資料3は、まちづくり基本条例の体系図のタタキ台であるが、左側は、庁内ワーキンググループの素案骨格の構成で、右側がまちづくり基本条例の全体像を示している。
- ・これまでの市民検討会議での検討経過や今日のワークショップでの議論結果を踏まえて、基本条例の全体構成をどういったものにしていくかといったことについて議論をいただきたい。

会長

- ・資料3には、庁内ワーキンググループから示されたまちづくり基本条例の素案骨格と、現時点での基本条例のタタキ台が記載されている。
- ・資料2のまちづくり基本条例の概念図，資料5のまちづくり基本条例に期待することも参考に意見等を伺いたい。

委員

- ・資料5の基本原則の中で、市民参加と協働が記載されているが、行政が市民に要求している強制的なものに感じてしまう。
- ・これらは、市民の権利という意味の表現にすべきではないか。

委員

- ・資料5のまちづくり基本条例の中で、基本原則が大事になってくると思うが、情報共有は人によって様々な受け取り方があると思う。
- ・情報を持つことが、市民参加や協働を進める上でも欠かせないことである。
- ・情報は、市民としての意識の向上に繋がっていくものでなければならない。

委員

- ・まちづくり基本条例の体系図で、右側のタタキ台には様々な要素が羅列されているが、何の条例なのか、何を伝えたいのかがよく分からない。
- ・庁内ワーキンググループの素案骨格は、例えば第2章の「まちづくりの担い手」の中に「市民の役割」「議会の機能」「行政の責務」とまとめられていて、分かりやすい。
- ・また、庁内ワーキンググループの方が、テーマ毎にもまとめられていて、主張や芯があるように思える。

委員

- ・第6章の「情報公開」「個人情報保護」は、既に旭川市に条例が制定されているため章立てする必要があるのか疑問に思った。
- ・市民参加推進条例第1条第2項には、「市民参加に関しこの条例に規定する事項について、法令（他の条例を含む。以下同じ）に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。」とある。
- ・まちづくり基本条例は、基本となる条例であるはずなのに、市民参加に関しては、市民参加推進条例の特例の扱いになると整合性が取れなくなるのではないのかと思う。
- ・また、第8章に「地域コミュニティ」とあるが、地域に属していないテーマ別のNPOもあるため、「コミュニティ」という章立ての方が良いと思う。
- ・第10章に「国や地方公共団体等との連携」とあるが、庁内ワーキンググループの素案骨格にあるように「パートナーシップの構築」とした方が分かりやすいと思う。

委員

- ・情報公開は、市民からの請求に基づく情報の公開に限定されるため、情報提供や情報交換などの意味も含めた「情報共有」という言葉でまとめた方が良いのではないかと思う。
- ・市民と行政が情報を共有し、それをどう活用していくかということに踏み込んだ方が良いと思う。

委員

- ・基本条例の中で、他の条例との兼ね合いをどのように調整していくのか。

会長

- ・旭川市には既に様々な条例があるが、まちづくり基本条例は、これらの条例の起点となる条例になると理解している。
- ・例えば、市民参加については、まちづくり基本条例の中に「他に条例で定める。」という表現があって、市民参加推進条例の中に意見提出手続や市民投票といった市民参加に関する具体的な内容が記載されていることになる。

委員

- ・既にある条例で解決できる課題と解決できない課題を整理する必要がある。
- ・その上で、まちづくり基本条例の検討を進めるべきである。

会長

- ・条例の体系については、事務局で再度整理していただきたいと思う。

(2) 前文案について

事務局

- ・資料4は、これまでの検討経過や第5回でのワークショップ「旭川市の特徴やあるべきまちの姿」で出された御意見を踏まえて作成した前文案である。
- ・前回会議での説明の繰り返しになるが、前文は、条例の前に置かれ、その法令の制定趣旨や目的などを述べたもので、具体的な規範を定めるものではないが、各条文の解釈の基準となるものである。

- ・前文案の最初の部分では、旭川の特徴を紹介しているが、こういった部分が必要なのかどうなのか、また、なぜ、まちづくり基本条例を作ることになったのかをもう少し厚く書いても良いのではないかと、この条例の制定によって、地域コミュニティがどのようになることを目指しているかといった、本市の将来像についてももう少し書き込んでいくべきなのではないかと、といったことも考えられると思うが、意見をいただきたい。

委員

- ・前文の中にまちづくり基本条例を作る目的をもう少し書いた方が良いと思う。

委員

- ・人口減少や少子高齢化が本当にネガティブなことなのかどうか難しいところもあるが、こうした表現を前文に記載すべきか整理した方が良い。

委員

- ・「協力し合うことで幾多の困難を乗り越えて」という表現があるが、もう少しポジティブな表現の方が良いと思う。
- ・前文案の冒頭の旭川市の紹介の部分は、第7次旭川市総合計画と変わらないが、問題はないのか。

委員

- ・少子高齢化は、若手が責任を持ってやらなくてはならない面もあるので、必ずしも悪いこととは言えないと思う。
- ・5年先10年先は、若い人がさらに責任を持った役職に就くという面では、良いことなのではないかと思う。
- ・各条例を体系化して、分かりやすくすることはまちづくりを進める上で大切なことであるので、そういったことも前文に盛り込むべきであると思う。

会長

- ・一つ一つの条文を細かく精査していくことは難しい面もあるが、条文にどういった精神を持たせるのかといったことを重視し、議論していきたいと思う。
- ・今日の意見を事務局でまとめていただきたいと思う。

5 その他

なし。

6 閉会

次回（第9回）の会議を6月24日（月）、第10回の会議を7月8日（月）、第11回の会議を7月22日（月）に開催することを決定し、閉会した。

以上

Aグループ

市民の主体的な活動を推進

植栽

(検討テーマ)市民による通りの美化

(活動)道路わきに花を植えたい。

<行政手続>

・道路によって管理者が違う。(課題)

・市が全体の窓口として相談に乗ってくれればよい。

<地域コミュニティ>

・どうしたら協力してもらえるか。

・予算(課題)

<市民>

(実現による効果)

・まちづくりに参加しているという実感

<広域連携>



<協働>

市民と行政

<情報提供>

・まずは市に問い合わせる。

・前例を他の町内会・園芸センターに聞きたい。

・賛同してくれる人を探したい。

・アドバイスしてくれる団体を見つけられるような情報提供を受けたい。

・技術的なアドバイスを受けたい。

・継続的な維持管理(課題)

・訪れた人に喜ばれる。

※<>は関連する条例の項目

支え合える地域づくりを推進

PTA

(検討テーマ)PTA役員のなり手不足の解消

(原因の一つとして)親の世代は、仕事があり参加しにくい。

<市民>

<地域コミュニティ>

<協働>

・親以外の人への参加の可能性を検討する。

<情報提供>

・活動内容が分からない。

(参加してみると意外と楽しいことを知らない。)

(実現による効果)

・みんなが子育てに関わる。

※<>は関連する条例の項目

条例検討ワークショップ2のまとめ

Bグループ

・本当の市民 ・本当の公務員

・市民の意識を高める。
・条例で意識を高めることが大切。

人を育てる
・小中学校での教育で課題解決のプロセスを学ぶ。
・好きなことを話せる場所を

解決の方法

場
・両者の意見を聞く場所があれば
・話し合う場が必要
・問題を提示する場所が必要
・新しい組織が必要(まちづくり推進協議会)
・市民委員会で意見を聞く場を作る。
・各種条例がある。
・当事者にいかに認識させるか。
・ドッグラン等の情報提供

理由
・条例を知るための時間がない。
・困らないと情報を調べようとしない。
・行政はそれぞれに意見を聞き、それぞれに対応⇒不満
・昔は町内会が解決した。
・町内会は古い。
・情報提供方法が悪い。


問題
・犬の放し飼い → 保育園児が安心して遊べない
・公園のルールを守らない人がいる。
・野生生物にエサを与える人がいる。
・野生生物への関与。

条例検討ワークショップ2のまとめ

Cグループ

